

三労基発0223第1号
平成29年2月23日

関係団体の長 殿

三重労働局労働基準部長

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する
ガイドライン等について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃よりご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、別添のとおり、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が定められたところです。

このガイドラインでは、使用者に労働時間を管理する責務があることを改めて明らかにするとともに、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等が明示されています。

貴団体におかれましては、これまでの「働き方改革」に向けた取組を積極的に行っていただいておりますが、「働き方改革」を推進していただくためには、労働時間の適正な把握が必要不可欠です。

つきましては、今回の依頼の趣旨をご理解をいただき、貴団体から参加団体・企業等への周知に向けたご協力の程、よろしく願いいたします。

また、別添のとおり、平成29年2月7日付けで厚生労働大臣から貴団体を含めた関係団体あて「『過労死等ゼロ』実現に向けた緊急要請書」が発出されていますので、当該緊急要請につきましても、貴団体のホームページへの掲載等、参加団体・企業等への周知・啓発に向けたご協力を併せてお願いいたします。